

2024

7

KAWASAKI

川崎南法人会だより

ホームページも是非ご覧ください

川崎南法人会

検索

<https://km-hojinkai.or.jp>

表紙写真：（一社）川崎市観光協会 提供 場所：川崎新市庁舎

発行所／公益社団法人川崎南法人会 編集兼発行人／広報委員会
川崎市幸区堀川町66-20 川崎市産業振興会館5階 <https://km-hojinkai.or.jp>
TEL：044-276-8731 FAX：044-276-8738

川崎市その歩みは止まらない	2
税制改正に関するアンケート結果	3
居住用財産の売却と取得、…有利選択!?	6
東京国税局は事業者のデジタル化を応援します!	7
手の痺れ首が原因かもしれません	8
租税教育を行いました	9
新しい仲間 PR コーナー	10
新入会員のご紹介・主要行事予定	11

川崎市市制100周年に寄せて

川崎市 その歩みは 止まらない

COLORS
FUTURE!
ACTIONS
KAWASAKI 100th



川崎信用金庫
理事長 堤 和也 氏

川崎市は2024年7月に市制100周年を迎えました。戦前から高度経済期にかけては、重工業がリードして発展してきましたが、近年では世界最先端医療の研究開発をはじめ、未来を創造する戦略拠点として、その輝きを増しています。これからも多様な人や企業を惹きつける魅力ある街として更なる発展を期待するものです。

当金庫も昨年、創立100周年を迎えることができました。これは地域に在住・在勤される方々や事業者の皆さま、それを支えてこられた川崎市行政をはじめとした関係者・各団体の方々のおかげであります。この場をお借りして深く感謝申し上げます。

川崎市のこれからの100年が、さらにエキサイティングで希望に満ちたものになることを心より願っております。私たち川崎信用金庫も地域の中小企業、ならびに地域に住み・働く方の夢の実現を応援する「この街のベストサポーター」として、共同事務局を務める「川崎市SDGsプラットフォーム」などを通じ、ともに歩んでまいります。

令和7年度

税制改正に関するアンケート結果（最終集計）

公益財団法人 全国法人会総連合

集計期間：3月6日～5月15日到着分

集計枚数：12,395枚

【分類】

■ 会員区分

	税制委員	役員（税制委員を除く）	一般会員	合 計
回答数	1,660	6,109	4,205	11,974
構成比	13.9%	51.0%	35.1%	100%

■ 年齢

	20～40代	50代	60代	70代	80代	合 計
回答数	1,810	3,523	4,224	2,224	157	11,938
構成比	15.2%	29.5%	35.4%	18.6%	1.3%	100%

■ 主たる業種

	製造業	建設・土木・不動産	卸売・小売・飲食	サービス	その他	合 計
回答数	2,184	3,772	2,459	2,405	1,343	12,163
構成比	18.0%	31.0%	20.2%	19.8%	11.0%	100%

■ 資本金

	1千万円以下	1千万円超～5千万円以下	5千万円超～1億円以下	1億円超～3億円以下	3億円超～5億円以下	5億円超	合 計
回答数	5,902	4,796	917	154	90	260	12,119
構成比	48.7%	39.6%	7.6%	1.3%	0.7%	2.1%	100%

■ 従業員数

	4人以下	5～19人	20～99人	100～299人	300人以上	合 計
回答数	2,538	4,402	3,715	978	525	12,158
構成比	20.9%	36.2%	30.6%	8.0%	4.3%	100%

■ 前事業年度の申告状況

	黒字申告	赤字申告	回答保留・その他	合 計
回答数	8,538	2,612	991	12,141
構成比	70.3%	21.5%	8.2%	100%

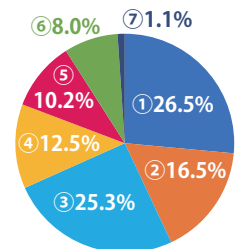
問1 中小企業向け税制

令和7年度税制改正を検討するにあたり、中小企業向けの税制（法人税関係）で特に重視すべき点について、以下より3つ以内で選んで下さい。

- ① 法人税の軽減税率の特例（15%）の本則化等 ② 設備投資・研究開発を促進する税制の拡充
 ③ 雇用拡大・賃金引上げを促進する税制の拡充 ④ 役員給与の損金算入の拡充
 ⑤ 交際費課税の損金算入枠の拡大 ⑥ 欠損金の繰戻還付制度の拡充 ⑦ その他

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	集計枚数
回答数	8,356	5,221	7,980	3,933	3,220	2,517	333	12,395
回答率	67.4%	42.1%	64.4%	31.7%	26.0%	20.3%	2.7%	—

※回答率は、回答数を集計枚数（12,395枚）で除した数字である。

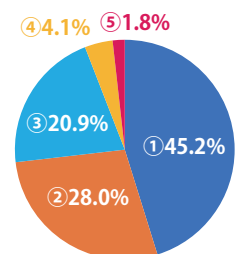


問2 法人関係／企業の賃上げ

政府は持続的な賃上げを目指しておりますが、物価が高騰する中、中小企業の賃上げが大きな課題となっています。令和6年度税制改正において、積極的な賃上げ等を促すための税制措置が講じられていますが、あなたの会社では今年の賃上げについてどう対応しますか。

- ① 賃上げをする ② 賃上げを検討したい
 ③ 賃上げは難しい ④ わからない ⑤ その他

	①	②	③	④	⑤	合 計
回答数	5,562	3,444	2,577	507	218	12,308
構成比	45.2%	28.0%	20.9%	4.1%	1.8%	100%

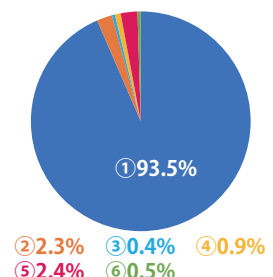


問3 消費税／インボイス制度①

令和5年10月1日から「インボイス制度」が導入されました。インボイスを交付するためには「適格請求書発行事業者」の登録申請が必要となりますが、あなたの会社における登録申請状況をお聞かせください。

- ① 課税事業者であり、登録申請をしている ② 免税事業者であったが、登録申請をした
 ③ 免税事業者ではあるが、これから登録申請をする
 ④ 免税事業者であるが、登録申請をするか検討中である ⑤ 登録申請はしない ⑥ その他

	①	②	③	④	⑤	⑥	合 計
回答数	11,531	280	53	106	303	59	12,332
構成比	93.5%	2.3%	0.4%	0.9%	2.4%	0.5%	100%



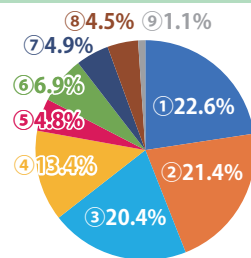
問4 消費税／インボイス制度②

課税事業者の方（現在は免税事業者ではあるが、課税事業者となる予定の方も含む）にお聞きします。インボイス制度が導入されたことにより、具体的にどのような負担が増えたのか、以下より3つ以内で選んで下さい（免税事業者の方は、空欄のままで結構です）。

- ① 取引先が適格請求書発行事業者かどうかの確認作業
- ② 受領した請求書等がインボイスの要件を満たしているかの確認作業
- ③ インボイスの要件を満たしていない請求書等を受領した際の対応
- ④ 会計帳簿の記入や会計ソフトの操作
- ⑤ 従業員への社内教育・研修
- ⑥ 事務負担の増加による人件費の負担増
- ⑦ インボイス処理に伴う設備等への負担増
- ⑧ 特に問題なく対応できている
- ⑨ その他

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	集計枚数
回答数	6,740	6,382	6,093	3,988	1,423	2,067	1,454	1,349	316	12,395
回答率	54.4%	51.5%	49.2%	32.2%	11.5%	16.7%	11.7%	10.9%	2.5%	—

※回答率は、回答数を集計枚数（12,395枚）で除した数字である。

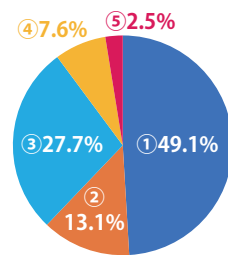


問5 消費税／インボイス制度③

課税事業者の方（現在は免税事業者ではあるが、課税事業者となる予定の方も含む）にお聞きします。今後の免税事業者との取引についてお考えをお聞かせください（免税事業者の方は、空欄のままで結構です）。

- ① これまでと変わりなく取引を行う
- ② 課税事業者にならなければ取引は難しい
- ③ 6年間の経過措置等が終了するまでは取引を行うが、その後については検討していない
- ④ 取引をするかしないかについて検討していない
- ⑤ その他

	①	②	③	④	⑤	合 計
回答数	5,797	1,545	3,274	899	301	11,816
構成比	49.1%	13.1%	27.7%	7.6%	2.5%	100%

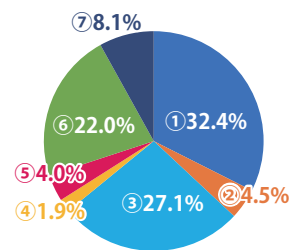


問6 事業承継／後継者の決定状況

あなたの会社を事業承継するに当たって、現時点での後継者の決定状況等について、お聞かせください。

- ① 子や子以外の親族に事業承継する（後継者本人も承諾している）
- ② 親族外に事業承継する（後継者本人も承諾している）
- ③ 後継者は決まっていない（後継者候補に意思を確認していないを含む）
- ④ 事業を売却する
- ⑤ 事業承継はせず廃業する
- ⑥ 当面、事業承継を行う予定はない
- ⑦ その他

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	合 計
回答数	3,964	554	3,317	233	483	2,688	985	12,224
構成比	32.4%	4.5%	27.1%	1.9%	4.0%	22.0%	8.1%	100%



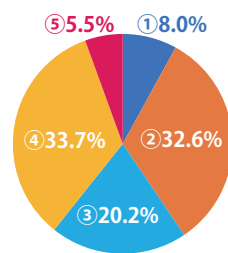
問7 事業承継／事業承継税制

政府は、事業承継を促進するための税制支援策を講じています。これまでの改正を踏まえて、事業承継税制について特に重視すべき点を2つ以内で選んで下さい。

- ① これまでの改正で十分であり、当面は利用状況等を注視する
- ② 相続時精算課税制度など生前贈与制度の更なる拡充を求める
- ③ 納税猶予制度の特例措置の更なる拡充・延長を求める
- ④ 事業用資産を他の一般資産と切り離し、事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設を求める
- ⑤ その他

	①	②	③	④	⑤	集計枚数
回答数	1,502	6,115	3,785	6,336	1,042	12,395
回答率	12.1%	49.3%	30.5%	51.1%	8.4%	—

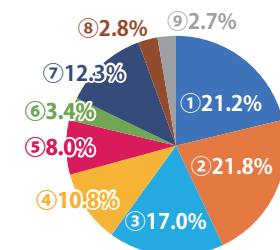
※回答率は、回答数を集計枚数（12,395枚）で除した数字である。



問8 事業承継／相続税・贈与税納税猶予制度（特例措置）

令和6年度税制改正では、コロナの影響が長期化したことを踏まえ、相続税・贈与税納税猶予の特例制度における特例承継計画の提出期限が令和8年3月末まで2年延長されました。平成30年から令和4年までの特例承継計画申請件数は約14,500件であり、制度の利用が伸び悩んでいますが、その原因は何であると考えられますか。以下より3つ以内で選んで下さい。

- ① 制度自体を知らない
- ② 内容が複雑すぎてよく分からない
- ③ 認定申請書類等の作成、手続きが煩雑
- ④ 都道府県庁や税務署に一定期間ごとに報告・届出するのが手間
- ⑤ 納税猶予を取り消された場合のリスクが大きい
- ⑥ 納税猶予額相当の担保を提供する必要がある
- ⑦ 時限措置であり、相続・贈与のタイミングが合わない
- ⑧ 対応してもらえない専門家が少ない
- ⑨ その他



	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	集計枚数
回答数	5,313	5,454	4,246	2,699	2,003	848	3,080	713	679	12,395
構成比	42.9%	44.0%	34.3%	21.8%	16.2%	6.8%	24.8%	5.8%	5.5%	—

※回答率は、回答数を集計枚数（12,395枚）で除した数字である。

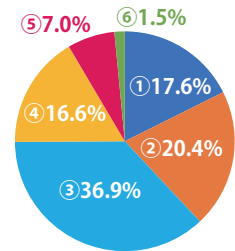
問9 地方税／固定資産税

地方の自主財源として大きなウェイトを占める固定資産税は、その税収が景気に左右されないことから地方税に適していると言われています。その一方で、負担感の高まりに伴って、その軽減に向けた抜本的な見直しが必要との意見があります。固定資産税を見直すとした場合、特に重視すべき点を2つ以内で選んで下さい。

- ① 商業地等の宅地の評価方法を見直す ② 家屋の評価方法を見直す
③ 償却資産（事業用資産）への課税は廃止を含めて見直す
④ 免税点を大幅に引き上げる ⑤ わからない ⑥ その他

	①	②	③	④	⑤	⑥	集計枚数
回答数	3,476	4,018	7,268	3,272	1,374	300	12,395
回答率	28.0%	32.4%	58.6%	26.4%	11.1%	2.4%	—

※回答率は、回答数を集計枚数（12,395枚）で除した数字である。



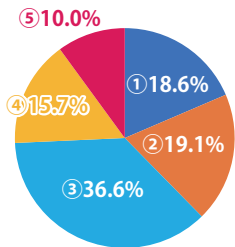
問10 行財政改革

国や地方では行財政改革に取り組みつつあるものの、国民が納得するような抜本的改革は行われておりません。国・地方においては、どの項目を中心に見直すことが望ましいと考えますか。特に優先すべき項目を以下より3つ以内で選んで下さい。

- ① 国と地方の役割分担の明確化と地方への権限移譲 ② 公務員の人員削減および人件費の抑制
③ 議員数の削減および歳費の抑制 ④ 議会のスリム化
⑤ 客観的なデータに基づく政策立案とその効果検証 ⑥ 特殊法人や独立行政法人の見直し
⑦ デジタル化による業務改革 ⑧ 積極的な民間活力の導入
⑨ その他

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	集計枚数
回答数	4,245	4,365	8,379	3,586	2,296	3,683	2,589	2,831	327	12,395
回答率	34.2%	35.2%	67.6%	28.9%	18.5%	29.7%	20.9%	22.8%	2.6%	—

※回答率は、回答数を集計枚数（12,307枚）で除した数字である。

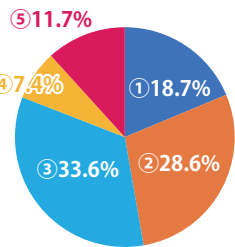


問11 税と社会保障

パート等が就労調整を行う要因の一つとして、社会保険や税制上の扶養に影響する「年収の壁」があるとされています。さらに、最低賃金の引き上げにより、扶養の範囲内で働くには就労可能時間が今までより少なくなってしまうことから、人手不足で悩む中小企業にとっては深刻な問題となっています。あなたの会社においてパート等の就業調整による影響について、お聞かせください。

- ① 就業調整によって人員が確保できず困っている
② 就業調整による影響はあるが、何とか対応している
③ 就業調整による影響はほとんどない ④ わからない ⑤ その他

	①	②	③	④	⑤	合 計
回答数	2,292	3,496	4,119	903	1,436	12,246
構成比	18.7%	28.6%	33.6%	7.4%	11.7%	100%

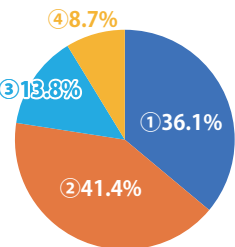


問12 社会保険の適用範囲の拡大

従業員101人以上の企業で週20時間以上働く等の短時間労働者（パート等）は、厚生年金保険・健康保険の加入対象となっていますが、本年10月からは「従業員51人以上」の企業にまで拡大されます。今後、企業規模要件をさらに見直していくことも検討されていますが、どう考えますか。

- ① 人材を確保するためにはやむを得ない ② 社会保険料の企業負担が増加するので反対である
③ わからない ④ その他

	①	②	③	④	合 計
回答数	4,415	5,065	1,693	1,069	12,242
構成比	36.1%	41.4%	13.8%	8.7%	100%

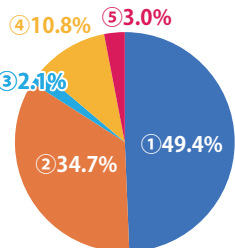


問13 国民負担率

日本の国民負担率は45.1%（令和6年度見通し、租税負担・社会保障負担の合計額の対国民所得比）です。我が国は、少子高齢化、かつ人口減少という深刻な社会構造問題を抱えており、今後の負担増が予想されますが、国民負担率についてどう考えますか。

- ① 高すぎる ② 現状程度でよい ③ 低すぎる ④ わからない ⑤ その他

	①	②	③	④	⑤	合 計
回答数	6,049	4,255	257	1,326	371	12,258
構成比	49.4%	34.7%	2.1%	10.8%	3.0%	100%





居住用財産の売却と取得、…有利選択!?

税理士・CFP® 越 智 浩

Q. 自宅を売却して、同時に自宅を新たに取得。

本年5月、15年前に4,000万円で購入した自宅マンション（以下、『旧自宅』という。）を4,700万円で売却し、残債2,200万円を返済してから新たに住宅ローン4,500万円を組んで、新築一戸建て住宅とその敷地（以下、『新自宅』という。）を6,500万円で購入しました。

『旧自宅』は、建物部分の減価の額が550万円ほどになるので、譲渡収入から取得費等を差し引きした譲渡益が約1,250万円になります。そこで、措法35①の3,000万円特別控除を適用して譲渡所得を0、所得税及び住民税納税額も0にしたいと考えています。

また、『新自宅』は、エネルギー消費性能向上住宅に該当するということなので、『旧自宅』についても過去に10年間適用したことのある、措法41の住宅借入金等を有する場合の税額控除（＝住宅ローン年末残高×0.7%）の適用を今回は13年間受けたいと考えています。

来年の確定申告において、この2つの特例を適用できることに間違いはありませんか？

A. 譲渡所得の3,000万円特別控除等と住宅借入金等を有する場合の税額控除との選択適用。

自己の居住用財産の取得と譲渡をめぐる税務については、マイホーム取得により生活基盤の充実を図ることとマクロ経済的に住宅投資促進による内需拡大という政策的観点から、租税特別措置法によりいろいろな特例（特別控除、所有期間10年超の場合の税率軽減措置や課税の繰り延べ、認定住宅取得等の税額控除など）が設けられている。

ただし、原則として、①居住年、その前年及びその前々年に1回、つまり、3年に1回適用できる②特別控除（及び税率軽減措置）と課税の繰り延べ、どちらか一方を選択適用できる③特別控除（及び税率軽減措置）と取得についての税額控除、どちらか一方を選択適用できている。逆説的には、3年間は重複適用できない制度があることになる。その代表的な事例が《設例》にある措法35①のマイホームについての3,000万円特別控除（及び税率軽減措置）制度と措法41の住宅ローン減税制度であり、どちらか一方しか選択できない。両制度とも適用するためには、『旧自宅』を売却して3年後に『新自宅』を購入ということなのだが、…住みたいときにマイホームは購入すべきである。

従って、確定申告において、2つの制度とも適用可能であるが、《設例》においては、どちらか一方の制度を選択適用することになり、納税者としては、①譲渡所得税等の単年減税額と②税額控除による複数年の減税合計額との有利な方を選択ということになる。

① 譲渡所得税等の単年減税額

1. 譲渡所得税及び復興特別所得税 $1,250万円 \times 15.315\% = 1,914,375円$

2. 譲渡住民税 $1,250万円 \times 5\% = 625,000円$

3. 単年減税額 = 1 + 2 = 2,539,375円

② 税額控除による複数年の減税合計額

1. 申告年の税額控除額 年末住宅ローン残高（3,000万円を限度）×0.7% = 21万円

2. 13年後の年末住宅ローン残高が3,000万円超の場合 $21万円 \times 13年 =$ 2,730,000円

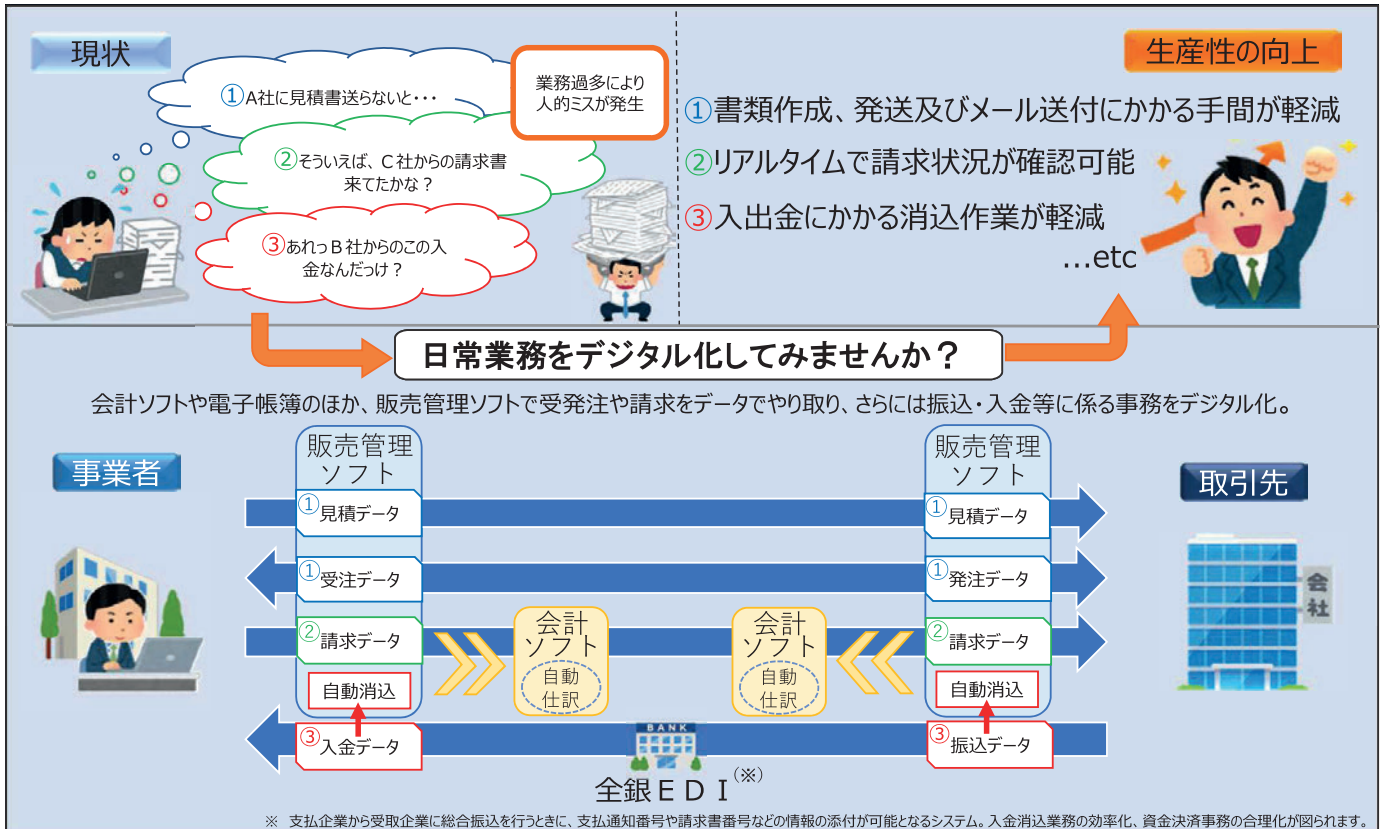
③ 上記①<上記②より 措法41を選択適用した方が有利。

今回の設例、減税額のみでの比較では、措法41住宅借入金等を有する場合の税額控除制度を適用した方が有利という結果となった。長年のゼロ金利及びデフレ下においては、この選択は間違いのないところである。しかしながら、昨今の物価上昇から将来インフレが予想されると考えるならば、より厳密に有利不利を判定するためには、上記②を現在価値に割り戻す必要がある。ちなみにインフレ率1%で計算（過程省略）してみると、2,548,140円となり、1%超のインフレとなれば、上記①の減税額を下回り、措法41ではなく、措法35①のマイホームの3,000万円特別控除を選択適用した方が有利となる。

不確実性の増す現在、単純な減税（合計）額の比較のみでなく、よくよく有利不利を検討すべき時代となっている。貨幣価値の下落は恐ろしい。

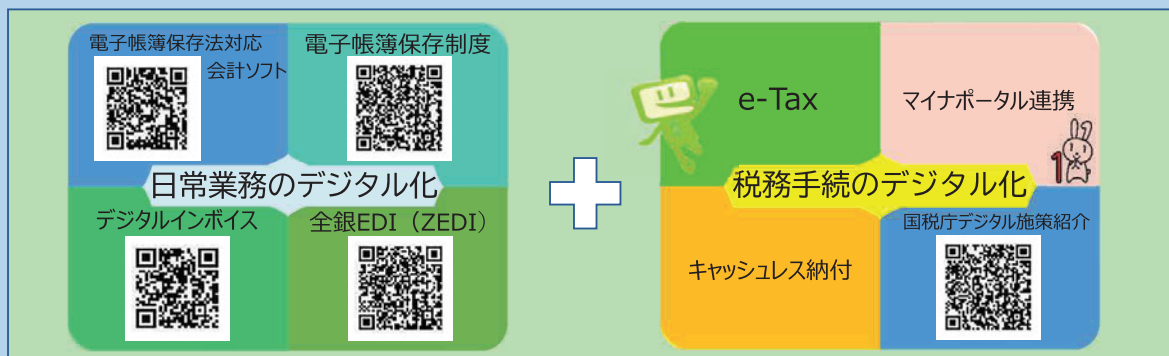
事業者の皆様

東京国税局は事業者のデジタル化を応援します！



日常業務のデジタル化&税務手続きのデジタル化

クラウド会計ソフトや全銀EDIに加えて、デジタルインボイス・電子帳簿保存制度を利用することで更なる業務効率化につながります。



日常業務から、税務申告・納税まで一貫したデジタル処理が可能

「補助金」を受けられる場合があります。

○IT導入補助金

(サービス等生産性向上IT導入支援事業)



- ・業務の効率化やDXの推進、セキュリティ対策のためのITツール等の導入費用を支援！
- ・インボイス対応に活用可能！安価なITツールの導入でも利用可能！
- ・補助額は最大450万円

○小規模事業者持続化補助金



- ・小規模事業者等が経営計画を自ら策定し、商工会・商工会議所支援を受けながら取り組む販路開拓を支援！
- ・店舗改装、広告掲載などが補助の対象！
- ・補助額は最大200万円、補助率は2/3～3/4！

(注) 本内容は、令和6年5月時点での情報です。今後、内容に変更が生じる場合があります。

その手の痺れ



首が原因かもしれません



川崎幸病院
脳神経外科脊椎外科部門長 / 低侵襲脊椎脊髄センター長
松岡 秀典 (まつおか ひでのり) 医師



当てはまる項目があった方は、「頸椎変性疾患」かもしれません

- | | |
|---|--|
| ☐ ペットボトルの蓋が開けられなくなってきた | ☐ 手足の先が痺れている |
| ☐ 足がふらつく | ☐ ボタンが掛けられなくなった |
| ☐ 尿が出づらい | ☐ 足がつる |
| ☐ 顎を上にあげると肩甲骨の周囲や腕に痛みが走る | |

「頸椎変性疾患」とは

頸椎は背骨（脊椎）の一部で、首の部分の骨です。脳とつながっている脊髄神経は、背骨及びその周辺の組織によって守られていますが頸椎や椎間板、靭帯が加齢とともに変形することで脊髄神経が圧迫され手足の痺れや痛みを発症する病気のことを「頸椎変性疾患」といいます。

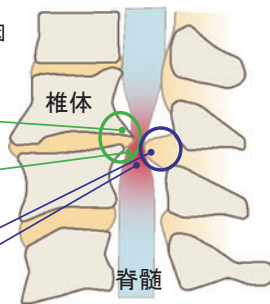
頸椎変性疾患にはいくつかの種類があり、**頸椎症性脊髄症**、**頸椎症性神経根症**、**頸椎椎間板ヘルニア**などに分かれます。手足のしびれ、歩行障害、上肢の痛みなどの症状が現れることが多く、悪化すると日常生活に支障をきたす場合もあるので注意が必要です。

頸椎側面図

①原因②症状の原因

- ①椎間板が変形し潰れる
- ②脊椎を圧迫

- ①靭帯の肥厚化
- ②脊髄を圧迫



「頸椎変性疾患」の治療法

頸椎変性疾患の治療は、薬物療法や神経ブロックなどの保存療法と手術療法があります。基本的には保存療法から行いますが、痺れや痛みなどの強さや、進行度や重症度で手術が必要になる場合もあります。気になる症状がある場合は、早めに専門の医療機関にご相談ください。

保存療法
の種類

- 薬物療法：薬で痛みを和らげる、神経ブロック（局所麻酔を注射する）
- 物理療法：けん引や温熱療法
- 装具療法：装具で局所を安静に保つ

診療のご案内



社会医療法人財団 石心会

第二川崎幸クリニック

受診予約 ☎ 044-511-2112

電話予約受付時間

月～金 8:00～20:00 土 8:00～17:00 日 8:30～17:00 祝日 8:30～17:00

松岡医師による
『頸椎変性疾患の話』
『腰椎椎間板ヘルニアの
話』について
解説動画を公開中



女性部会・青年部会

川崎区・幸区の小学校で租税教室を行いました

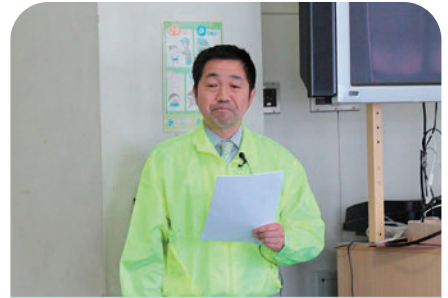
租税教室とは次代を担う児童・生徒が、租税の意義や役割を正しく理解し、社会の構成員として税金を納め、その使い道に関心を持ち、さらには納税者として社会や国の在り方を主体的に考える力を育てることを目的としています。



5月9日 田島小学校 2時間目
【講師】(株)菊池電業社
菊池 剛さん



5月9日 田島小学校 3時間目
【講師】(株)創信建築事務所
森本 和樹さん



5月9日 田島小学校 4時間目
【講師】(有)テラーマックス
外木 宏明さん



5月24日 下平間小学校 5時間目
【講師】アオイ機工(株)
青柳 達磨さん



5月29日 宮前小学校 1時間目
【講師】(株)環科研
三見 泰士さん



5月29日 宮前小学校 2時間目
【講師】(有)テラーマックス
外木 宏明さん



5月29日 宮前小学校 3時間目
【講師】(弁)エースパートナー法律事務所
阿野 順一さん



5月29日 宮前小学校 4時間目
【講師】(株)望星
田中 徳一郎さん



6月3日 四谷小学校 3時間目
【講師】(有)龍美社
下村 京子さん



6月3日 四谷小学校 4時間目
【講師】ユウホーム
鳥海 郁子さん

女性部会・青年部会は、一緒に活動してくれる仲間を募集しています。

女性経営者及び、女性幹部社員の皆さんの参加をお待ちしております。

一緒に、女性部会で活動していきましょう！

青年部会では50歳以下のお知り合いの方、貴社のご子息や若手社員等いらっしゃいましたらご紹介下さい！

新入会員紹介

新しい仲間

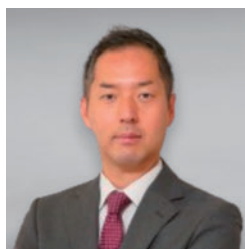
PRコーナー

株式会社 KAD



代表取締役 角屋 賢二

- **住所** 〒210-0837 神奈川県川崎市川崎区渡田4-9-9
- **TEL** 044-330-9916
- **E-mail** info@kad-work.com
- **URL** https://www.kad-work.com/
- **事業内容** 電気工事業、電気通信工事業 防犯カメラ設置工事、セキュリティ工事



■ ご挨拶

当社は、防犯カメラの設置・取り付けからメンテナンスまで、10年以上の実績を持つ専門業者です。

お客様からのご要望に丁寧にお応えし、細かい部分まで行き届いた仕事を心がけております。

お客様の安心・安全な生活環境を守るため、当社をぜひご利用ください。

■ 防犯カメラ工事

お客様のご要望に合わせた防犯カメラ工事を行っております。設置場所選定から見積もりまで、お客様のニーズに合わせて一から対応致します。

安心してお任せください。

防犯設備士の資格を所持している【防犯設備アドバイザー】が責任を持って対応致します。



生活習慣病健診のお知らせ...

令和6年 法人会“秋”の生活習慣病健診の日程が決まりました。

健診日：令和6年9月18日(水)・26日(木)2日間（受付時間9：30～11：00）

場 所：川崎市産業振興会館 幸区堀川町66-20

※詳細は後日、会員様に郵送してご案内いたします。まだ法人会の生活習慣病健診をお受けになられていない方はこの機会に是非どうぞ。



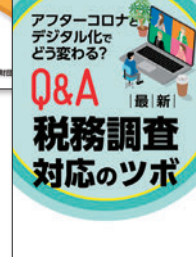
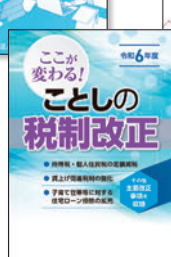
川崎南法人会からののお知らせです

法人会では、税務協力団体としての役目を果たすべく、各種情報発信を行っております。

会員企業のみなさまには、今後も継続して有益な税に関する情報を直接お届けする活動を行ってまいります。

右の冊子につきまして、必要な会員企業さまに無償でご提供いたします。（送料含無料）

ご希望の方は、法人会事務局までFAXを頂くか、メールにて会社名、ご担当者さま、ご住所、連絡先、必要冊子名及び部数をお知らせください。



【法人会事務局】FAX : 044-276-8738 Eメール info@km-hojinkai.or.jp

新入会員のご紹介

(令和6年4月1日～令和6年5月31日)

支部名	法人名	代表者	所在地	業種	紹介者
南1	(株) K A D	角 屋 賢 二	渡田4-9-9	電気通信工事業、 電気工事業	事 務 局
南3	(株) Y T c o m p a n y	玉 城 雄 三	大島5-31-14-101	建設工事業	A I G 損 害 保 険 (株)
南2	富士フェニックス(有) 川崎事業部	片 倉 弘 之	小田2-18-6-203	住宅設備機器工事業	大 同 生 命 保 険 (株)
南2	同 リ フ レ ク シ ョ ン	高 田 麻里子	京町2-24-1	介護	大 同 生 命 保 険 (株)
幸2	(株) R e C T	山 下 雄 司	小向西町1-71-1	建設業	A I G 損 害 保 険 (株)
東2	(株) 松 伊 軌 道	山 本 正 樹	中瀬2-7-19	建設業	A I G 損 害 保 険 (株)
幸3	(株) B e D i a m o n d s	高 林 愛	下平間84-3-1F	訪問介護	医社団育成会 鹿島田病院

賛助会員	北島 鉄也 (川崎大師雷神堂)	(有) 生 稜 工 業
賛助会員	高橋 茂樹	(有) 大 仁
賛助会員	出町 正一 (つがるクリーニング)	ティーケーユーサービス(株)

川崎南法人会 主要事業予定

7月

4日(木)

●新設法人説明会

講師：川崎南税務署担当官 他
会場：川崎市産業振興会館
時間：13：30～16：15

5日(金)

●第2回 広報委員会

会場：シーハース
時間：16：30～17：30

8日(月)

●救急救命講習会

講師：川崎市消防防災指導公社
会場：川崎市産業振興会館
時間：13：00～16：00

12日(金)

●社員研修講座

テーマ：決算書読み解きトレーニング
講師：ファイナンシャルアライアンス(株)
徳植 陽祐 氏
会場：川崎市産業振興会館
時間：15：00～16：30

24日(水)

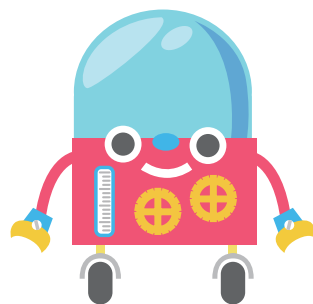
●租税教室&映画鑑賞会

会場：川崎市産業振興会館
1部：租税教室
時間：13：00～13：45
2部：映画鑑賞会
スーパーマリオブラザーズ
ムービー
時間：14：00～15：40

25日(木)

●決算法人説明会

講師：川崎南税務署担当官 他
会場：川崎南税務署
時間：13：30～16：30



8月

20日(火)

●決算法人説明会

講師：川崎南税務署担当官 他
会場：川崎南税務署
時間：13：30～16：20

21日(水)

●源泉部会 役員会

会場：川崎南税務署
時間：14：30～15：30

21日(水)

●源泉部会 研修会

講師：川崎南税務署担当官
会場：川崎南税務署
時間：15：30～16：30

25日(日)

●第29回 かわさきロボット競技大会

会場：川崎市産業振興会館

● 税 務 無 料 相 談 ●

相 談 日

7月の相談日／9日(火)、16日(火)
8月の相談日／6日(火)、20日(火) 午後1時～3時
相談については、事前に事務局までご連絡ください。

場 所

公益社団法人 川崎南法人会事務局 ☎044-276-8731
川崎市幸区堀川町66-20(川崎市産業振興会館5F)

● 法 律 無 料 相 談 ●

相 談 日

ご希望の日程、時間をお知らせください
お気軽にご相談ください

場 所

横浜綜合法律事務所(☎044-276-8731)
横浜市中区日本大通11 横浜情報文化センター11F
相談については、事前に事務局までご連絡ください。

法人会の経営者大型総合保障制度

広げよう 企業保障の 大きな傘を

法人会の「経営者大型総合保障制度」は1971年に創設されました。

想いをつないで50年。これからも会員のみなさまと共に歩み、
企業保障の大きな傘で会員のみなさまをお守りしてまいります。

事故

納税資金

天災

退職金

病気

ケガ

入院

弔慰金

借入金



DJIDO 大同生命保険株式会社

大同生命保険株式会社 新横浜支社 川崎南営業所
〒210-0005 川崎市川崎区東田町5-2 川崎野村證券ビル5F
TEL: 044-211-2191

AIG AIG損害保険株式会社

AIG損害保険株式会社 横浜支店
〒222-0033 横浜市港北区新横浜2-4-19 富士火災横浜ビル
TEL: 045-277-3110